

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「東大和市第二次基本構想（改訂）」（平成14年～平成33年度）では、将来の都市像（まちづくりの目標）を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めています。

市の将来の都市像を実現するために、「東大和市第四次基本計画」（平成25年度～平成33年度）においては、「健康であたたかい心のかよいうまちづくり」を基本目標とし、市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な施策を展開し、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいうまちの実現をめざすこととしています。

これらの都市像を実現するために、「自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制の整備」を推進するために、WHO（世界保健機関）が提唱した「ヘルスプロモーション」の考えに立ち、地域のソーシャル・キャピタル（信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）を活用し、個人の取組では解決できない地域社会の健康づくりができるよう、本計画の理念を次のとおり定めました。

生涯にわたって 健康でいきいきと

豊かな人生をおくれるまち 東大和

ヘルスプロモーション：WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した21世紀の健康戦略です。「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」と定義されています。「すべての人びとがあらゆる生活舞台で健康を享受することのできる公正な社会の創造」を健康づくり戦略の目標としています。

目標実現のための活動方法として、「健康な公共政策づくり」、「健康を支援する環境づくり」、「地域活動の強化」、「個人技術の強化」、「ヘルスサービスの方向転換」を柱としています。活動の大きな特徴は、「住民や当事者の主体性を重視していること」、「各個人がよりよい健康のための行動をとることができるような政策等も含めた環境を整えること」に重点がおかれています。

<参考資料：地域における健康日本21実践の手引きより>

第2節 計画の目標

市の上位目標を達成するために、基本理念の具体化に向けて、本計画においては、総合目標と各分野別目標を設定し、具体的な取組を推進します。

1 総合目標

○健康寿命の延伸

健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を目指します。

○健康格差の縮小

地域や社会経済状況の違いによる集団間における健康状態の差が縮小するように、自分の健康状態をよいと感じる主観的健康感の向上を目指します。

総合目標	対象者	現状値		目標年度	
				平成32年	
健康寿命の延伸 (目標) 65歳健康寿命(要支援1以上)	男性	81.3歳	※1	82.3歳	※3
	女性	82.8歳	※1	83.3歳	※3
健康格差の縮小 (目標) 自分の健康状態を良いと感じている人の割合	20歳以上	82.2%	※2	82.2%以上※4	

※1 <資料：北多摩西部保健医療圏保健医療福祉データ集（平成25年版）より>
(要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した値)

※2 東大和市民の健康に関する意識調査結果報告書（平成25年度）

※3 <資料：健康日本21（第二次）目標値（平成34年度）>

※4 <資料：東京都健康推進プラン21（第二次）ベースライン（平成24年）>

2 分野別目標

総合目標を達成するために、取組を3つの分野に分け、分野ごとの目標を掲げました。

(1) 生活習慣の改善の推進

健康寿命には、生活習慣をはじめとする様々な状況が影響するとされています。多くの市民に、負担感なく生活習慣を変えることができる工夫を示し、健康づくりの実践を推進します。

また、生活習慣の改善には、食生活の環境を改善することも重要であるため、生涯にわたる食育の推進を図ります。（食育推進計画）

(2) ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の地域・社会環境の影響を受けるため、乳幼児から高齢者に至るまでの生涯にわたり、個人の健康を支え、守る地域・環境づくりを推進します。

また、すべての子どもが健やかに育つ地域社会を目指し、親子への支援をはじめ、地域や学校等親子を取り巻く温かな環境を築くために、母子保健対策の推進を図ります。(母子保健計画)

ライフステージ：人の一生を乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階を指します。

(3) 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

生活習慣病対策においては、生活習慣の改善とともに、これまで取り組んできた発症予防、早期発見、早期治療に加え、重症化予防の視点からも対策を推進します。

3 施策と体系

